

市川三郷町電子契約に係る事務処理要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、電子契約サービスを利用して行う契約の締結について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する措置を講じた契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- （2） サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- （3） 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- （4） 電子契約サービス サービス提供事業者が本町及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- （5） 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- （6） タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- （7） 電子契約書 契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じたものをいう。
- （8） アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- （9） パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- （10） 契約事務担当者 電子契約サービスを利用した契約手続に関する事務を行う者をいう。

（対象とする契約等）

第3条 本町における契約（覚書、協定その他当事者双方の合意を文書化したものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- （１） 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約
 - （２） 契約期間が５年を超える契約
 - （３） 自動更新条項付契約
 - （４） 契約相手方の希望により、書面により行う契約
 - （５） その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
- （電子契約の運用管理者）

第4条 町長は、電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、財政課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （１） 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
 - （２） 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
 - （３） 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
 - （４） その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項
- （承認者の設置）

第5条 町長は、各所属に本町が締結する電子契約に電子署名を付与する責任者（以下「承認者」という。）を置き、契約事務担当者の所属長又は当該所属長が指定する者をもってこれに充てる。

（アカウント及びパスワードの取扱い）

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、各所属に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、契約事務担当者が適正に行う。

4 パスワードの管理、設定及び変更は、各所属が行う。

5 電子契約サービスを利用して契約締結事務を行う者は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理する。

（契約事務担当者）

第7条 契約事務担当者は、各所属の所属長又は所属長が指定する者をもってこれに充てる。

(電子契約によることの意味確認)

第8条 契約事務担当者は、電子契約によりことができる契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方に対して当該契約を電子契約により締結する意思の有無について、あらかじめ確認をしなければならない。この場合において、入札案件では入札参加者への公告と、入札案件以外では、契約の相手方に対する契約の申入れと並行して意思の確認を行うものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定による意思の確認のため、電子契約利用同意書(別記様式)に必要な事項を記入の上、電子メール等により契約事務担当者に提出しなければならない。

(電子契約手続)

第9条 契約事務担当者は、次の手順で電子契約手続を実施する。

- (1) 所属アカウントにより、電子契約サービスにログインする。
- (2) 電子契約サービスでPDFデータに変換した契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認の上、当該契約書を電子契約サービスにアップロードする。
- (3) 書類情報、契約の相手方の詳細情報等を入力し、電子契約書の送信順等の設定を行い、送信する。

2 契約事務担当者は、前項第2号の規定によるアップロードに当たり、契約締結の承認のための契約書等の送付の順序を、次の各号の順序により設定するものとする。

- (1) 本町の契約事務担当者
- (2) 契約相手方の事務担当者(契約相手方が希望した場合に限る。)
- (3) 契約相手方の承認者
- (4) 承認者

(契約の締結)

第10条 本町及び契約相手方の電子契約書の確認及び同意により、タイムスタンプを確定させる。

(管理番号の付番)

第11条 電子契約を行う案件については、契約案件ごとに管理番号を付すものとする。この場合において、管理番号は、入札案件では工事番号、委託番号及び物品番号とし、その他の案件では各所属の定める番号とする。

(契約内容の修正)

第 1 2 条 契約事務担当者は、契約内容の修正（誤字又は語句の修正、条文の削除等）が生じた場合は、修正後の電子契約書及び修正又は取消しをする事項等を記載した覚書を電子契約サービスにアップロードし、電子契約手続を行う。

(電子契約書の変更契約)

第 1 3 条 電子契約により締結した契約について、その内容に変更が生じた場合には、電子契約により変更契約を締結するものとする。ただし、契約の相手方が書面による変更契約を希望する場合にあっては、書面により変更契約を締結することができる。

2 前項の場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービス上での保存を継続するものとする。

3 書面により締結した契約について、その内容に変更が生じた場合には、電子契約により変更契約を締結することができる。

(電子契約の解約又は解除)

第 1 4 条 電子契約の解約又は解除は、文書により行うものとする。

2 解約前又は解除前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続し、削除は行わないものとする。

(電子契約書の保存)

第 1 5 条 電子契約における契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 契約事務担当者は、契約締結後、電子契約サービス上の電子契約書及び合意締結証明書をダウンロードし、電子データにより適切に保存するものとする。保存期間については、市川三郷町文書管理規程（平成 1 7 年市川三郷町訓令第 4 号）の定めるところによる。

(電子契約の追認)

第 1 6 条 電子契約を締結する場合において、契約期間の始期までに第 1 0 条の規定によるタイムスタンプの確定がされず、電子契約が締結されないときは、当該契約期間の始期から契約締結時までに行われた行為は、締結後の電子契約に基づくものとして取り扱う。

(障害発生時の対応)

第17条 電子契約サービスのシステム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合の契約締結方法は、書面によることとする。

(他の要綱等の読替え)

第18条 電子契約にて締結することができる契約については、他の規則、要綱、要領その他の内規中「契約書」とあるのは「契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。）」と読み替えて適用するものとする。

(事故等の報告)

第19条 契約事務担当者は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

2 運用管理者は、前項の規定による連絡を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

市川三郷町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者名
電話番号

電子契約利用同意書

※本書は電子メールで提出（押印不要。PDFに変換せずWordファイルのまま提出）してください。

契約名	
-----	--

上記契約について、市川三郷町と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは次のとおりです。

（確認者1）契約権限者

契約権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

※社内規則などにより「契約締結権限を持つ方」であれば、代表者である必要はありません

（確認者2）事務担当者

事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

※確認者2は、入札・見積など契約前の手続で町との連絡窓口となっていた「担当者」を記載

※確認者1と同じ場合は記載不要

・確認者2→確認者1の順に、メールで電子署名（契約書の内容確認）の依頼が届きます
（電子署名後、さらに町側が電子署名を行うことで契約成立）

・確認者が3名以上必要な場合は、適宜下に同じ表を追加してください

・建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとしします。